

自動移換者問題関係者連絡協議会について

平成20年6月27日
国民年金基金連合会

自動移換者問題を巡る主な論点

- 国民年金基金連合会に設置された自動移換者問題関係者連絡協議会では、これまで各メンバーからこの問題に対する認識や取組みの現状等について報告を受け、この問題に関する論点について、中間的な整理を行った。

I おおむね各メンバーのコンセンサスが得られた論点

1 総論的な意見

- ① 自動移換者となる要因や背景としては、
- ア 資産額が少額で、どうせ手数料で資産がなくなるので、手続をとるだけ無駄であるという方
 - イ 手續が煩雑で、面倒だとして負担感があるからという方
 - ウ 自動移換の方がコストも安いので得だという方
 - エ 運用リスクを回避したい（加入者等となり運用したくない）という方
 - オ 制度の仕組みについての知識がない方、忘れている方
- 等が挙げられ、こうした要因・背景を踏まえた取組みを講じていく必要がある。
- ② 自動移換者の背景としては、掛金が事業主拠出である企業型年金と掛金・手数料が本人負担となる個人型年金のギャップの大きさも一因となっている。
- ③ 自動移換者を減らすための取組みとしては、企業型年金の資格喪失者が自動移換者となるのを抑制する「入口」の対策と自動移換者に正規の手続きをとらせ、自動移換者を減らすための「出口」の対策に分けて考えていく必要がある。
- ④ 自動移換者を減らすための取組みとしては、実務的な対応だけでは限界があり、制度面の対応も検討する必要がある。

2 自動移換者の発生を抑制するための取組み

- ① 自動移換者の発生を抑制するための取組みは、主として企業型年金サイドの役割となるが、企業型年金の加入者に対して、在職中から資格喪失後手続きの教育・周知を繰り返し行うとともに、退職者に対するきめ細かいフォロー（フォロー・コール、フォロー・レター等）を行うことは、自動移換者の発生を抑制する上で効果的であり、こうした企業型年金サイドの努力を充実し、普及させていく必要がある。

- ② 制度の仕組みが分からぬいため自動移換者となってしまう方もいるので、企業型年金の資格喪失者等に対する通知や提供する資料は、できる限り分かりやすいものとなるよう改善、工夫が必要となる。また、自動移換者に対する通知についても、同様に改善、工夫するとともに、個人型年金への加入等手続の簡素化が検討されるべきである。
- ③ 脱退一時金の見直しは、自動移換問題には避けて通れないテーマであり、その簡素化や一層の要件緩和を検討すべきである。

3 住所情報の把握

- ① 企業型年金の資格喪失通知や移換通知の送付時に住所変更の必要性を周知とともに、届出用紙を同封することにより自発的な届出を行いやすい環境を整えるべきである。
- ② 自動移換者の住所情報を含め、確定拠出年金制度において漏れなく住所情報を把握するためには、住民基本台帳からの住所情報の提供や社会保険庁からの住所情報の提供を受けられるようにすべきである。
- ③ 住所情報把握に要するコスト負担に関しては、費用負担の公平性という見地から、その実費を当該自動移換者の個人別管理資産から徴収すべきである。
- ④ 企業型年金における住所変更通知は、現行、事業主が企業型記録関連運営管理機関に通知することとされているが、加入者等から直接届出ることを容認すべきである。

4 その他の課題

- ① 自動移換者に係る業務に関しては、特定運管業務に限らず、自動移換者から徴収する手数料により支弁されることを基本とすべきである。
- ② ポータビリティを特徴とする確定拠出年金制度においては、記録や資産が企業型・個人型相互の間で、正確かつ円滑に移換される必要があるが、そのためには、企業型年金も含めて、基礎年金番号の活用は不可欠である。特に、自動移換者については、基礎年金番号の活用ができなくなれば、将来、資産や記録の持ち主が特定できないケースも出てくるおそれがある。

II 今後引き続き議論が必要な論点

1 自動移換者に対する基本認識

自動移換者に対する基本認識については、

- ア 自動移換者の存在は容認されるべきではなく、その発生をなくすための制度的な対応が不可欠とする意見
 - イ 自動移換者がいないことが望ましいが、現実的には、一定程度の自動移換者の発生はやむを得ないとする意見
 - ウ 個人別管理資産の分散を防ぐためには、自動移換は必要な制度であり、自動移換も選択肢の一つであるとする意見
- に分かれた。

2 自動移換者の発生をなくすための制度的な対応

自動移換者の発生をなくすための制度的な対応として、

- ア デフォルト・プラン方式
企業型年金規約において、本人が移換申出を行わないときの移換先の個人型プランをあらかじめ規定（自動移換の発生を根絶）
 - イ 企業型年金運用指図者方式
移換の意思表示が行わない場合、企業型年金に留め置く。（在職中と同様の運用が可能）
- の2つの案が提案されている。

3 自動移換者から徴収する手数料の設定の考え方

手数料の設定については、

- ア 自動移換者に係る事務に要する費用を賄うという実費弁償の観点から設定されるべきという意見
 - イ 自動移換の状態に「安住」させないための経済的誘因の効果を考慮した政策的観点から設定されるべきであるという意見
- に分かれている。

4 企業型年金資格喪失者への対応

企業型年金資格喪失者への取組みや対応については、

- ア 事業主の責任で行うべきであるという意見
 - イ 退職後は企業型運営管理機関で行うべきであるという意見
- がある。

5 脱退一時金の受給要件の緩和

前述のとおり脱退一時金の見直しは、自動移換問題には避けて通れないテーマであり、簡素化や一層の要件緩和が必要という点でおおむね一致している（I の 2 の③）が、具体的な対応としては、

ア 少額資産者については、資格要件を大幅に緩和し、誰でも簡単に受給し、脱退できるようにすべきという意見

イ 高額資産者であっても一定額を脱退一時金として受取れるようにすべきであるという意見

ウ そもそも個人型年金へ移換して運用しようという意思がない自動移換者は、一定のペナルティの支払と引き換えに脱退を認めるべきではないかという意見

等が出されている。

また、一方、中途脱退を緩和すれば、原則解約自由の「貯蓄」と異なるところはなくなるので、安易に緩和すべきでないという意見もある。

6 記録のみの自動移換者の取扱い

資産のない記録のみの自動移換者については、そもそも記録を管理する必要性について議論があるほか、その管理コストを他の自動移換者から徴収される手数料で賄っている現状は、負担の公平の見地からみて妥当ではないという意見がある。

また、法の規定（第 83 条）どおり、資産のない者については、そもそも移換の対象とすべきではないのではないかといった意見もある。

7 自動移換者の資産の管理

自動移換者の資産については、現在、利息のつかない決済性預金で管理されているが、あえて無利息とする理由があるのか、果実を自動移換者へのサービスの向上につなげるべきではないかという意見が出されている。

8 その他の提案

- ① 企業型運営管理機関から事業主に対する未移換者情報の提供について、制度化を検討すべきではないか。
- ② 自動移換となる期間について、現行の企業型年金資格喪失後 6 か月という基準の延長（例えば、1 年）を検討すべきではないか。
- ③ 事業主返還の事務処理に時間がかかりすぎ、結果として脱退一時金の請求ができないケースがあるので、企業型年金からの直接脱退の円滑化のためには、事業主返還の早期処理等の改善を検討すべきではないか。

協議会の今後の進め方

1 協議会では、現在、「今後引き続き議論が必要な論点」を中心に、有識者のご意見をお伺いしているところ。

- ① 去る6月11日の第5回協議会において、当研究会委員でもある野村 亜紀子先生（野村資本市場研究所）から、米国のIRA制度等について、お話を伺うとともに、意見交換を行った。
- ② 今後、さらにもう1名程度、有識者からご助言をいただきたいと考えている。

2 有識者からのご助言を踏まえつつ、引き続き議論が必要な論点について、各メンバーのコンセンサスを得ながら、今秋の報告書のとりまとめを目指し協議会としての意見集約を行っていくこととしている。

なお、自動移換者の減少に向けた効果的な取組みについては、事業主等、企業型年金サイドと個人型年金サイドの協調的な関係の構築が重要である点に十分留意し、必要な対策を協議していきたい。